



2017年4月10日

仮想通貨に関する本邦法律等の施行と今後の課題

公益財団法人 国際通貨研究所
経済調査部 主任研究員 志波和幸

2016年5月25日に成立した「改正資金決済に関する法律（通称“仮想通貨法”）」が当初予想より早く本年4月1日に施行された。

仮想通貨とは、各国が中央集権的に管理・発行している「法定通貨」と異なり、①国家や中央銀行による価値の保証がされておらず、②ネットワーク上で電子データとして、③分散して管理されている、ものを一般的に指す。4月10日（東京午前9時）現在確認出来るものだけで世界で約700種類あり、全体の時価総額は約3.1兆円に急伸している¹。

これと並行して仮想通貨取引関連のトラブルも多くなっている。3月30日に国民生活センターが発表したレポート²によると、関連する相談件数は2014年度194件、2015年度440件、2016年度634件と年々増加している。同レポートでは、「必ず儲かる」という言葉を信じ売却利益を目的に仮想通貨を購入したが約束通りにお金が戻らない事例や、セミナーで多額な配当がつくなどと聞いて仮想通貨を購入したが説明通りに出金できない事例を紹介し、仮想通貨のトラブルに関する注意を喚起している。

さて、今回の「仮想通貨法」制定は、国内外の顧客保護やマネーロンダリング対策強化の流れを受け、仮想通貨の監督の必要性が生じたためである³。その主な内容は、①仮想通貨を定義したこと、②仮想通貨交換業者の金融庁への事前登録制度及び監督規制を導入したこと、③利用者及び利用者財産の保護を交換業者に義務付けたこと、である（付表ご参照）。

また、これに伴い、マネーロンダリング対策としての「犯罪収益移転防止法」上の義務を負う「特定事業者」に仮想通貨交換事業者を追加し（同法第2条第2項第31号）、同者に対し口座開設時の本人確認義務（同法第4条）、疑わしい取引の当局への届出義務（同法第8条）等が適用されることになった。

¹ <http://coinmarketcap.com> ご参照。ちなみに、2017年2月6日付 IIMA の目「“ビットコイン”は市民権を得るのか？」レポート公表時の仮想通貨の種類は約650種類、時価総額は計約2.0兆円であった。

² http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20170330_1.html ご参照。

³ 「金融庁のリーフレット（<http://www.fsa.go.jp/common/about/20170403.pdf>）」ご参照。

さらに、2016年12月22日に閣議決定された「平成29年度税制改正の大綱」⁴で、2017年7月1日以降の仮想通貨の譲渡の際に発生する消費税は非課税とする旨が明記された。

こうした「仮想通貨法」等の施行や税制の改正は、仮想通貨の利用者の立場から見ると、今後国が交換業者（＝取引所）を監督することの安心感からその利用拡大に繋がると考えられ、実際、利用者の多くはこれらの対策を好意的に受け止めている模様である。

しかしながら、仮想通貨に関連したその他の制度面の整備は、後手に回っているのが実情である。具体的には、3つの課題が指摘できる。

第1の課題は、仮想通貨に関する統一的な会計処理基準がないことである。例えば、①仮想通貨を保有した場合に計上する科目（資産の部）は「金融商品」又は「棚卸資産」あるいは「仮想通貨（科目を新設）」なのか、②期末価額の計上方法は「簿価」又は「時価」なのか、「時価」の場合にはどの取引所等の基準価格を用いるべきなのか、といった点が挙げられる。これらの課題解決のため、2017年3月28日に企業会計基準委員会（ASBJ）にて審議が始まったが、その大綱の取りまとめには最短でも半年はかかると見込まれている。

第2の課題は、「分別管理」するべき顧客の仮想通貨を、信託財産として受け入れてくれる機関が存在しないことである。顧客が証券会社で上場株式を購入した場合は、証券保管振替機構（ほふり）という第三者機関で、金銭は「顧客分別金」として信託銀行に信託財産として分別管理される。また、証券会社や銀行で投資信託を購入した場合は、投資信託会社と信託契約を結んだ信託銀行により「信託財産」として保管・管理される。これに対し、仮想通貨は「金銭」でも「金銭債権」でもないため、現状分別管理が可能な第三者機関や信託銀行が存在しない。また、法務局に「供託」することもできない。

第3の課題は、仮想通貨が、民事執行法／国税徴収法上の差し押さえ対象財産として明記されていないことである。そのため、破綻のリスクが高まった個人や企業が自分の財産を仮想通貨に交換してしまうと、債権者は回収することができないおそれがある。

したがって、仮想通貨の取引を真に安心してできるものにするためには、2014年2月に発生したビットコインの「マウントゴックス事件」のような不祥事が新たに起きて社会的に関心が高まってから対応するのではなく、あらかじめ上述の制度面の「穴」を早急に埋める必要があると考えられる。

以上

⁴ https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2017/20161222taikou.pdf (p93-94) ご参照。

仮想通貨法の概要

条文番号	条文名称
条文概要	
① 第2条の5	「仮想通貨の定義」
<p>仮想通貨とは、</p> <p>(1) 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、それらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの。（ただし、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く）</p> <p>かつ</p> <p>(2) 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの。</p> <p><u>⇒「仮想通貨」は「法定通貨」ではないが、「決算手段の一つ」と解釈されている。</u></p>	
② 第63条の2	「仮想通貨交換業に係る登録制の導入」
<p>仮想通貨交換業を定義し（第2条の7）、仮想通貨交換業者の資本要件・財産的基礎等を満たした上で、内閣総理大臣（金融庁）の登録を受けなければならない。</p>	
③ 第63条の10	「利用者の保護等に関する措置」
<p>仮想通貨交換業者は、取り扱う仮想通貨と本邦通貨又は外国通貨との誤認を防止するための説明、手数料その他の仮想通貨交換業に係る契約の内容についての情報の提供その他の仮想通貨交換業の利用者の保護を図らなければならない。</p>	
④ 第63条の11	「利用者財産の管理」
<p>(1) 仮想通貨交換業者は、その行う仮想通貨交換業に関して、仮想通貨交換業の利用者の金銭又は仮想通貨を自己の金銭又は仮想通貨と分別して管理しなければならない。</p> <p>(2) 仮想通貨交換業者は、定期的に、公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならない。</p>	
⑤ 第63条の13～16	「仮想通貨交換業者に対する監督」
<p>仮想通貨交換業者は、帳簿書類・報告書等の作成、監査報告書を添付した報告書の提出、立入検査、業務改善命令等の監督規制を受ける。</p>	

（「法令データ提供システム」よりIIMA作成）

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。